

(2) 外部委託の考え方

下記の業務について、技術的、コスト的、効果的などの観点から外部委託とともに、委託業者と共に認識を持つことにより一体となつた施設管理を行います。

(外部委託業務)

3

委託業務名	業務内容
警備	県が示した警備仕様書により実施。(1)火災対応、(2)防犯対応、(3)休館日及び閉館時間対応
施設清掃作業、受水槽・高架水槽清掃作業	県が示した清掃作業基準仕様書により実施。(1)日常清掃、(2)定期清掃、(3)特別清掃、(4)高架水槽・受水槽の清掃(貯水槽清掃作業仕様書のとおり)
消防設備保守点検	消防法に基づき消防設備の点検を実施。(県が示した「消防設備保守点検業務仕様書」による)
吸収冷温水機保守点検(大体育馆)	県が示した「吸収冷温水機保守点検仕様書」により実施
空調機器保守点検(小体育馆)	県が示した「小体育馆エアコン保守点検業務仕様書」により実施
自動扉保守点検	県が示した「自動扉保守点検業務仕様書」により実施
自動制御機器保守点検	県が示した「自動制御機器保守点検業務仕様書」により実施
電気工作物保守点検	電気事業法に基づく保安規定に従って電気設備の点検を実施。(県が示した「電気工作物保守点検業務委託仕様書」による)
集熱器接続配管保守点検	県が示した「集熱器接続配管保守点検仕様書」により実施
ボイラー保守点検	ボイラーを常に良好に保つための保守点検を実施
真空式温水ヒーター保守点検	プールの室内暖房及びプール水を加温するための機器の保守点検を実施
ボイラー排ガス測定	「ボイラー排ガス測定関係資料」を参照に排ガス測定を実施
簡易水道検査	「簡易水道検査関係資料」を参照に簡易水道検査を実施
プール水質検査・ろ過装置濁度	「プール水質検査等関係資料」を参照にプール水質検査・ろ過装置濁度測定を実施
二酸化炭素濃度測定	「二酸化炭素濃度測定関係資料」を参照に二酸化炭素濃度測定を実施
地下オイルタンク気密試験	「地下オイルタンク気密試験関係資料」を参照に地下オイルタンク気密試験を実施

施設管理

(委託先選定方法)

鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術を要するもの或いは県内に委託業務を行うものが一社のみの場合には鳥取県会計規則に準じ随意契約により委託先を選定します。また、委託期間は5年間を原則とします。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方／料金設定内容

開館時間は、設備等の初期点検の必要性から次のとおりとします。

- ・体育館 ・・・ 午前9時から午後10時まで
- ・プール ・・・ 午前10時から午後8時まで
但し、7月1日から9月30日までは学校の夏休み等に配慮し午前9時30分から午後9時00分まで

※大会等の開催のため特に必要がある場合は、早く開館することとします。

(2) 休館日の考え方／料金設定内容

- ・体育館については、設備・機器点検、ワックス掛け等のため毎月第4水曜日及び年末年始（1月29日～1月3日）を休館日とします。
- ・屋内プールについては、機械設備点検、水質保全等のため毎週水曜日及び年末年始（1月29日～1月3日）を休館日とします。
なお、学校の夏休み期間（7月20日頃～8月末頃）は休館しません。
- ・とつとり県民の日が水曜日の休館日の場合は、開館します。
- ・大会等が水曜日の休館日の場合は、大会等に利用する部分のみ、臨時的に開館します。
- ・プール清掃、機械設備の故障等により利用が困難な場合は、開館日であっても臨時に休館します。

(3) 利用料金の考え方／料金設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、施設設備利用料金表（別紙⑤）のとおり設定します。なお、利用料金表との均衡及びアンケート調査等の意見を反映し、一部料金改定と新規利用料金を次のとおり設定します。

① 体育館控室の料金設定

大会等で控室を利用する場合を除き、一般県民への利用に供するため体育館控室1、控室2、控室3を会議室1、会議室2、会議室3として位置付け、利用料金を設定します。

区分	利 用 料 金			
控室1 (会議室1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴しないとき	1時間につき	150円
		入場料等を徴するとき	1時間につき	250円
控室2 (会議室2)	営利を目的とする場合	入場料等を徴しないとき	1時間につき	300円
		入場料等を徴するとき	1時間につき	500円

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

②体育館控室の冷暖房料金設定

体育館控室を会議室として利用する場合の冷暖房料金を設定します。

区分	利用料金		
控室1 (会議室1)	控室2 (会議室2)	控室3 (会議室3)	冷房料
			1時間につき
			200円
			暖房料
			1時間につき
			100円

③体育館2階ロビーの料金設定

スポーツクラブ及び文化団体等が、体育館2階ロビーを利用する場合の利用料金を設定します。

区分	利用料金	
2階ロビー	1時間につき	100円

④体育館ステージの料金設定

スポーツクラブ及び文化団体等が、体育館ステージを利用する場合の利用料金を設定します。

区分	利用料金	
体育館ステージ	1時間につき	200円

⑤プール幼児の料金設定

プールの幼児（小学生未満）利用料金は、無料とします。

（県の上限額）

区分	利用料金		
幼児	回数券又は1月、3月、6月利用券によらないで利用する場合	温水	1人1回につき
		冷水	200円
	回数券により利用する場合	温水	150円
		冷水	回数券1枚につき
	1月利用券により利用する場合	温水	2,000円
		冷水	1,500円
	3月利用券により利用する場合	温水	1,600円
		冷水	1,000円
	6月利用券により利用する場合	温水	4,500円
		冷水	2,800円
	団体 (20人以上のものに限る。)	温水	7,600円
		冷水	6,400円
		温水	150円
		冷水	100円



「無料」とします。

**⑥共通利用券の設定**

「鳥取屋内プール」と「コカ・コーラウエストスポーツパーク県民体育馆トレーニングルーム」との共通利用券（一般の1月利用券のみ）を設定します。

区分	利 用 料 金	
一 般	1月利用による利用する場合	
	5, 000円	

(県の上限額)

鳥 取 屋 内 プ 一 ル			
区分	利 用 料 金		
一 般	温水	4月から6月及び10月から3月 まで	4, 950円
	冷水	7月から9月まで	3, 350円

県 民 体 育 館 ト レ ー ニ ン グ ル ー ム		
区分	利 用 料 金	
一 般	1月利用券により利用する場合	
	1, 900円	

⑦プール夜間時間個人利用の割引料金設定

プールの夜間時間（午後6時以降）の個人利用の割引料金を設定します。

区分	温水期	冷水期
	4月～6月	7月～9月
小学生・中学生	350円	250円
高校生・学生等	550円	400円
一 般	700円	500円



区分	温水期	冷水期
	4月～6月	7月～9月
小学生・中学生	250円	150円
高校生・学生等	400円	250円
一 般	500円	300円

(4) 利用料金の減免に関する考え方と設定内容

産業・スポーツの振興及び利用促進を図るため、利用料減免取扱要領（別紙⑥）を設定し、利用料を免除します。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・災害・盗難などの事故・事件の防止(防災)対策

- ・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する<聞く>、目を配る<見る>、声かけをする<話す>、という基本的な行動を実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。
- ・具体的な取組み内容は「緊急時マニュアル」を中心に、スタッフ全員と警備委託先に周知をします。
- ・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。

①火災・災害等防止対策

ア) 火 災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防訓練実施行動計画書に基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練等）（別表）を年2回実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆ 火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆ 燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆ 消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆ 消防設備の定期点検を実施する。
- ◆ 消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆ 火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

イ) 地 震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

〔地震に備える〕

- ◆ 落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆ 火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆ 消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆ 崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- ◆ 非常食品の点検、補充をする。

別 表

消防訓練実施行動計画書

仮定火災場所： より火災。 から 方向に拡大延焼中。		
火災発生日時：平成 年 月 日() 時 分		
項目	行動 内容	担当者
時 分 火災発生報知	火災報知機を操作して点火を指示する。	
(報告)	(→ 隊長) 現場を確認し、火災現場の状況を隊長または に報告する。 「 より出火。 から 方向に拡大延焼中です。」	
(初期消火)	(→ 隊長) 利用者数を確認する。 「本日の利用者は体育馆約〇〇人、プール約〇〇人計約 人です。」	
(指 示)	(隊長→ →) 指示①「〇〇職員は、119番に通報してください。」「状況は、 より出火。 から 方向に拡大延焼中です。」 (隊長→ →) 指示②「〇〇職員は、〇〇職員に連絡し、館内放送を指示してください。」	
(通 報)	「消防署ですか。訓練火災です。こちらは天神町の鳥取産業体育館です。 時 分頃に より出火し、現在、利用者の避難と初期消火中です。」 (119番へは電話しません。仮想通報です。)	
(放 送)	「只今、火災訓練中です。 より出火が発生しましたので、職員の指示に従って避難してください。職員は、利用者の避難誘導にあたってください。」(2度以上繰り返し放送する。)	
(消火・避難)	放送後、身近の消火器を持って、現場に急行し消火体制に入る。 (利用者が多い時は、職員は避難誘導後に消火に向かう。) 体育馆・プールの利用を直ぐに中断し、避難誘導を行う。	
(避難完了報告)	避難完了後、すぐに隊長に報告する。 「体育馆〇〇人、プール〇〇人、計〇〇人の利用者全員の避難を完了しました。」 火災現場及び、避難状況を確認し、隊長に連絡する。 「利用者全員の避難を完了しましたので、これで火災訓練を終了します。」	
(終 了)	館内放送 「以上をもちまして、火災訓練は終了しました。ご協力ありがとうございました。」	
(放水訓練)	訓練終了後、体育馆南裏駐車場で放水訓練を行う。	

緊急時



隊長に報告



現場に急行



避難誘導



職員に指示



消火活動

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
緊急時

ウ) 台風・豪雨

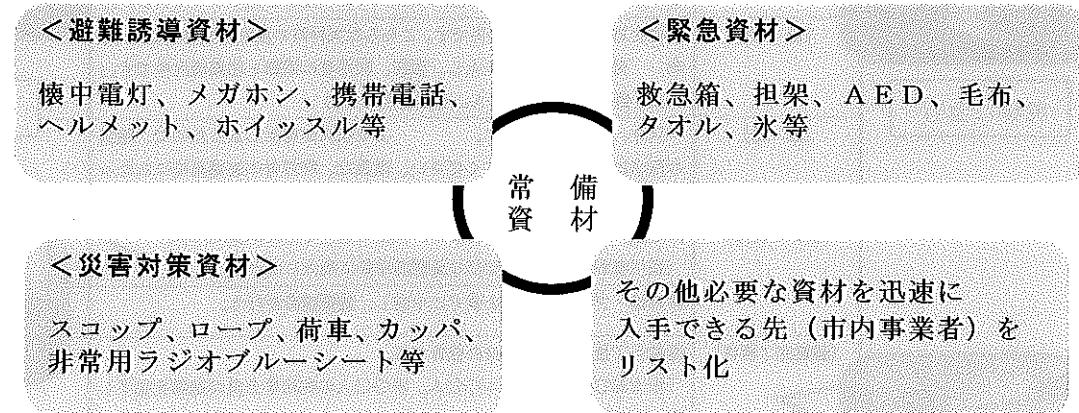
台風・豪雨・大雪は予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどして、限られた時間内で備えを行います。

[台風・豪雨に備える]

- ◆ テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練るとともに、利用者にテレビモニター等で随時情報を提供します。
- ◆ 飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆ 植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆ 利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆ 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆ 日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

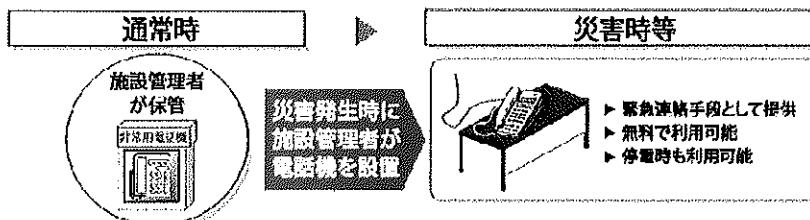
エ) 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”的ほか、災害を想定した必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。



オ) 「災害時特設公衆電話」の設置

災害時及び緊急時には携帯電話等の通話の状態が悪化し連絡がとれなくなるため、大規模災害時の通信手段を確保するため、西日本電信電話株式会社の協力を得て、無料の「災害時特設公衆電話」を設置します。



力) 島根原発広域避難所運営計画策定の協力

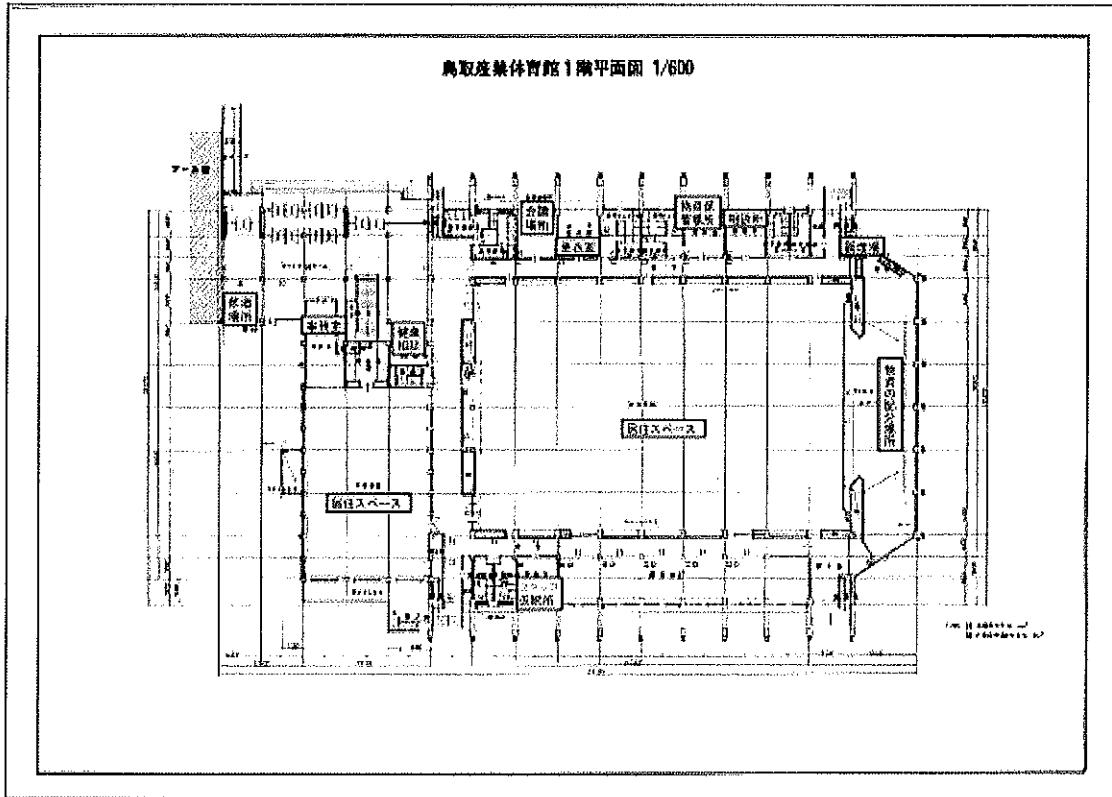
島根原子力発電所に係る住民避難計画に基づき「避難所運営計画」策定に協力します。

島根原発広域避難所開設施設 確認票

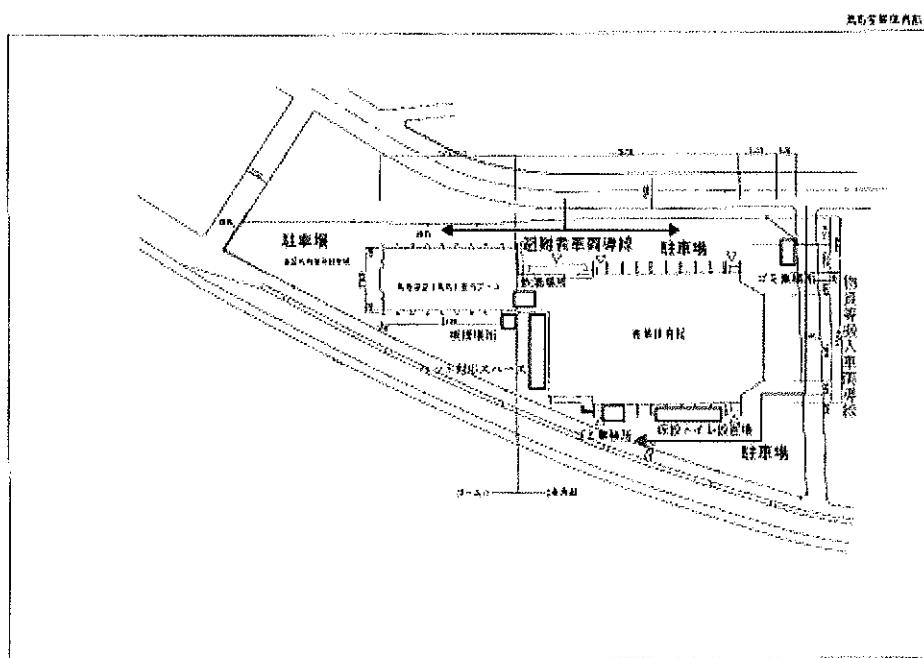
登録番号	0	最終調査日:	平成25年3月15日	作成日:	平成25年6月11日
施設名		鳥取県立 島根産業体育馆			
所在地		鳥取県鳥取市天神町5丁目-2			
連絡先	電話	0857-24-2818			
	ファクシミリ	0857-24-2815			
	電子メール	tottori-kun@pool-1.km.tottori-u.ac.jp			
施設管理者		館長 小山 本外 担当 次員 宮崎 正法			
県管管轄		教育委員会事務局 スポーツ健康教育課			
安全性	近傍の危険物施設の有無	該当なし			
	土砂災害危険箇所への該当	該当なし			
	浸水想定区域への該当	浸水想定区域			
調査・確認事項		調査・確認内容	備考	対応事項等	
受入人数	受入想定人数	770人			
	受入可処入数推計	877人		算出根拠は別紙以降入数の通り	
駐車場として使用する建物・施設の名稱 ※駐車券発行	避難住民居住用	体育館:704人 小体育館:173人		・フロアシートが必要	
	その他の用途	屋内プール2階駐車場	駐車台数に利用	・ペッソ用店用テントが必要	
	駐車初台数	182台			
	駐車可台数(外来利用)	80台	不足	駐車場不足が予想される	
	名前	南棧(㎡)又は台数			
	外来客用駐車場	80台		・入口路幅の有無:無し ・車両進入時の注意事項:探し	
	駐車場が不足した場合ジャストの駐車場など				
	駐車場として使用する施設(グランド等)				
	スクリーニング実施(被爆政策確実の施設のみ)	スクリーニング実施スペース	該当なし		スクリーニングの予定期
避難所内レイアウト	準備室	準備室	脱着室未設置	・電気の有無:有り ・電話、インターネットの有無:有り ・紙を貼り出せる場所:壁面	
	立派場所	1階廊下		・落葉でなくともよい	
	会議場所(一ティンスペース)	控え室1		・常設でなくともよい	
	スタッフ仮眠所	控え室3		・常設でなくともよい	
	被爆者宿泊対応スペース	更衣室		・退出が必要になる物品の有無:無し	
	物資等の保管室	男子更衣室	鍵有り	・搬出が必要になる物品の有無:無し ・外からの出入り:良好	
	物資等の貯分場所	ステージ・ステージ社		・居住スペース、保管室との接続:良好	
	相談室	控え室2		・退出が必要になる物品の有無:無し	
	更衣室(少なくとも女性用は確保)	女子更衣室	女子更衣室のみ	・電気の有無:有り	
	体験所(コミュニティースペース)	2階ロビー			
	被爆者・被災者宿泊所	控え室4		・電気の有無:有り	
	被爆トイレ施設(駐車場)	屋内プール2階駐車場		・便槽の容量:100ml ・便槽の状況(被災の有無):無垢	
	ペットおみスペース	小体育館内側敷地 (テント用店)	テントが必要	・直撃の判定:50m以上 ・侵入するゲート等の状況:無し ・被爆者入数の10%の倍数を算定	
保育場所	小体育館西側広場	屋外(既設)	既設保育場所		
飲食場所	正面玄関奥ロビー				
ゴミ収集所	体育館南側裏面 体育館南側裏面裏裏裏	新設 既設	ゴミ箱は耐熱性必要 既設ゴミステーションの利用は許されない点のこと		

緊急時

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12



緊急時



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
緊急時

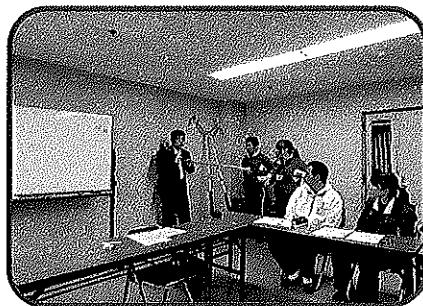
② 不審者等防止対策

ア) 不審者・不審物

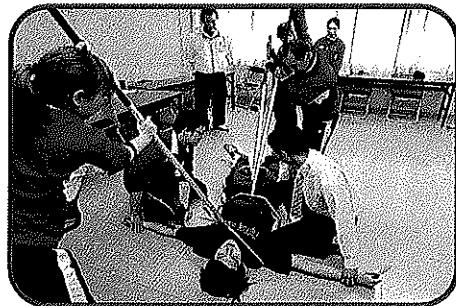
防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力をしています。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆ 館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。
- ◆ 事件、不審者情報等を入手し、周知する。
- ◆ お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆ 周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。
- ◆ 更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆ 年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆ 施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。



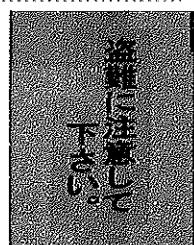
不審者講習 1



不審者講習 2

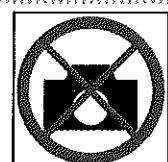
イ) 盗難防止

- ・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図ります。
- ・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。
- ・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努めます。



ウ) 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることがないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には許可証の携帯を義務付けます。





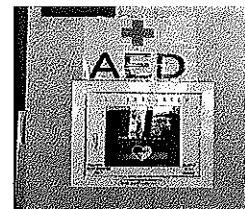
緊急時

③ A E D (自動体外式除細動器)の管理

- A E Dの管理

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動（心臓の痙攣）によるものです。発生した場合は早期の除細動（痙攣を止めること）が救命の鍵となります。

当施設は、A E Dを利用者の方が一目でわかるように事務所前に配置し、常時使用できるように維持管理を行なっています。また、敷地内において1分以内でA E Dを届けます。



A E Dの管理

- A E Dが常時使用できるよう維持管理を行います。
- 委託期間中、年1回以上の定期点検を行います

全職員がA E D講習を受講

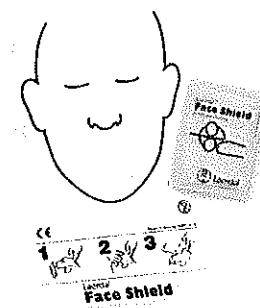
- 全ての職員がA E Dを使用できるように心肺蘇生法、A E Dの講習会を受講します。
- 心肺蘇生法やA E Dの使用訓練を行います。

危険度合いの対応

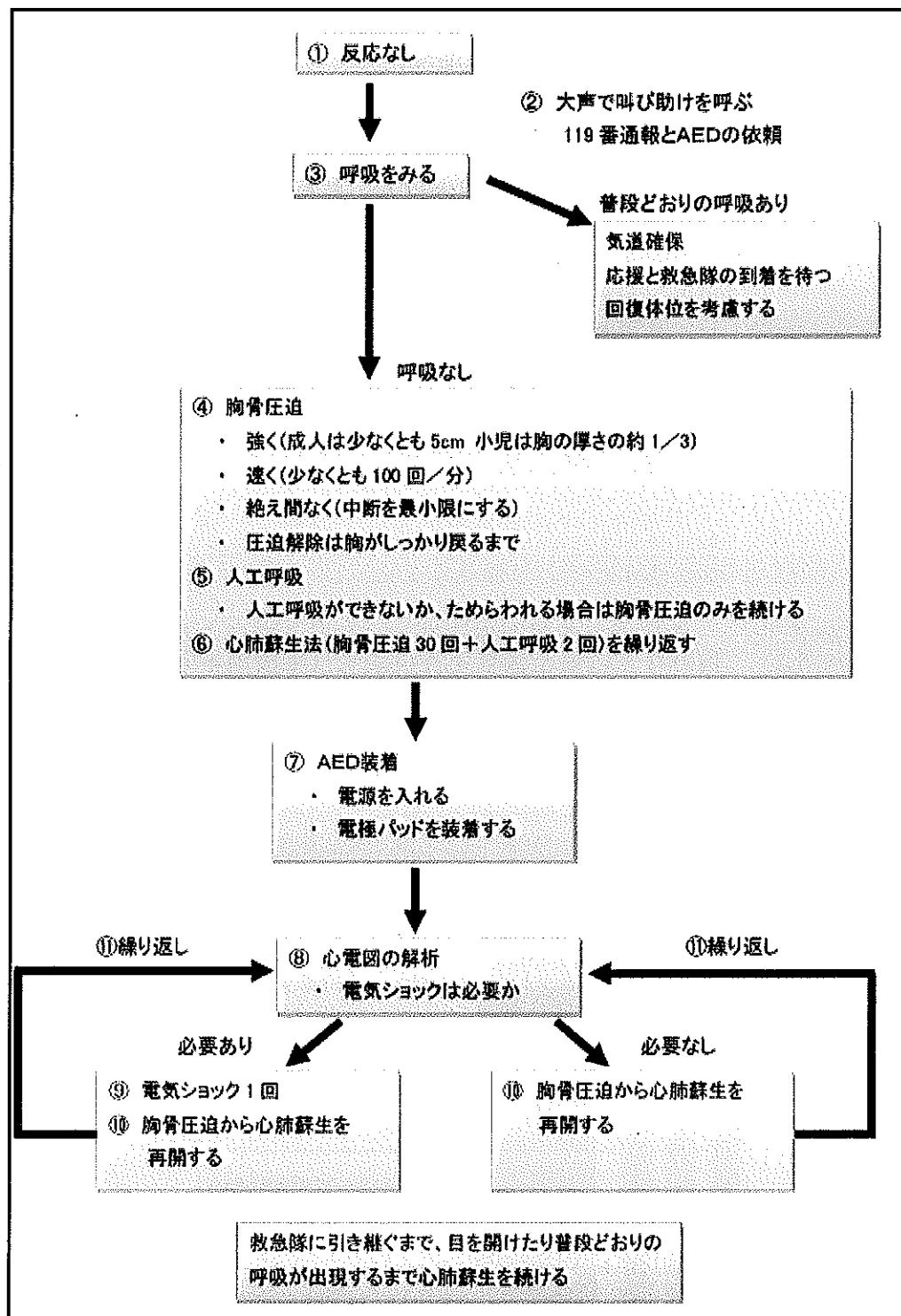
- 未就学児（6歳まで）の小児にもAEDの使用が出来るよう 小児用パッドを準備しています。

・人工呼吸マスクレールダルフェイスシールドの常備（全職員）

万が一、傷病者に対し人工呼吸をしなくてはいけない場面に遭遇した時、傷病者側より嘔吐物などの排出物が突然起こっても、人工呼吸マスクレールダルフェイスシールドがあれば、救助者側に触れることなく安心して救助活動を実施すことが出来ます。善意で行ったB L S（ベーシックライフサポート）、自分の安全を守る事も大切です。場合によっては心臓マッサージのみで、人工呼吸は行わないという決断も必要です。



・心肺蘇生法とAEDを使用した除細動のフローチャート



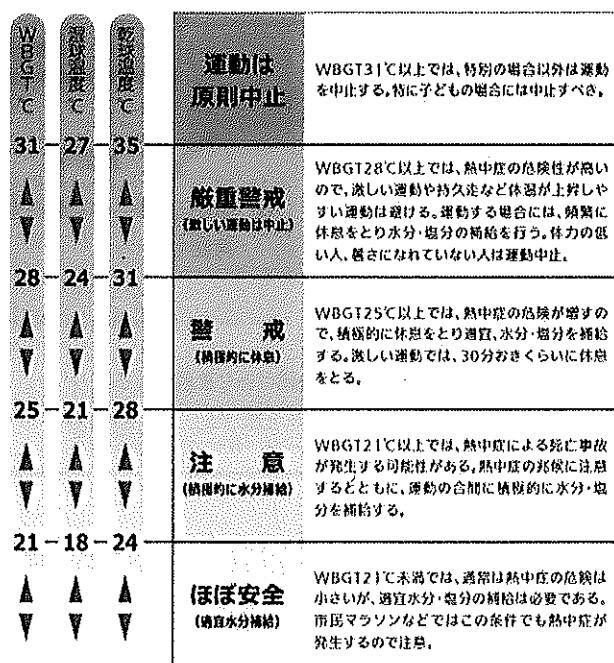
④スポーツ活動における事故防止対策

来館利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
スポーツ活動における事故防止対策	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。私たちは、毎日『日常点検表』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
熱中症予防の呼びかけ	日本体育協会の“熱中症予防の運動指針”に沿い、WBGT計を使っての測定結果をお知らせします。指針（下表）は、パネル化して体育館の入口に掲示し、WBGTが28°Cに入っている場合は、直接活動の代表者等と安全性について話し合いをします。特に、子ども、高齢者のスポーツ活動についてはより注意が必要と考えます。また、官民あわせての※1（熱中症予防声かけプロジェクト）に賛同し、積極的に声掛け、情報提供をおこないます。
健康チェックの奨励	受付ロビーに全自动血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるように働きかけます。
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）。

○ 運動に関する指針(日本体育協会(2013) 热中症予防のための運動指針より)

運動に関する指針



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
緊急時

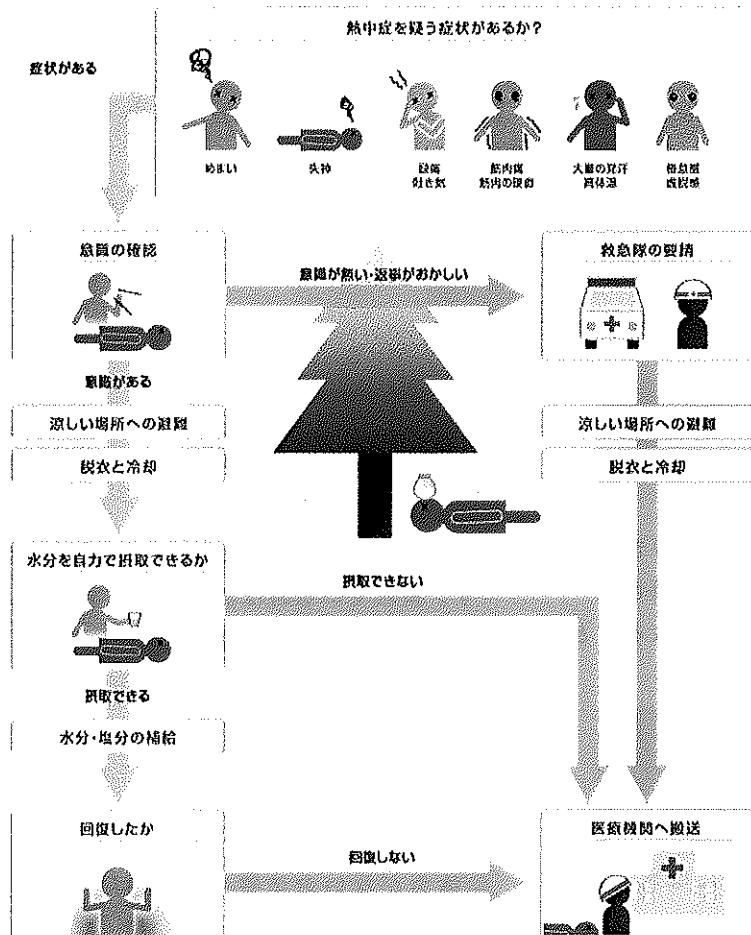
※1 热中症予防声かけプロジェクト

热中症は病気ではなく、水分をとること、休息をとること、栄養を取ることで防ぐことができます。施設利用者に「しっかり水分を取りましょう。」「ちょっと、ひと涼みしませんか。」など、下記のような「声をかけ」と「気遣い」を職員全員が積極的に行い、热中症を予防していきます。

5つの声かけ	
	◎暑さに敏感になりました。 からだで感じる暑さと 実際の気温は異なることが あります。
	◎夏に張り切りすぎは禁物で す。疲れている時は熱中症に かかりやすいので、休息を取 るようにしましょう。
	◎きちんと食事をとること も熱中症予防になります。
	◎热中症予防には水分補給 が肝心です。 いつでもどこでも水分補 給ができるように、飲み物 を持ち歩きましょう。
	◎体力がないお年寄りや子供 は、熱中症にかかりやすいで す。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
緊急時

○熱中症対処・判断チャート



- 冬は気温が下がり空気も乾燥して、インフルエンザの流行が心配な季節です。厚生労働省の発表資料「インフルエンザの発生状況について」（2013年1月18日）によると、インフルエンザの定点当たり報告数は2012年第43週（10月22日～10月28日）以降増加が続き、2013年第2週の報告数は前週の報告数の約3倍と報告されています。

環境による感染対策の目安をお知らせする「季節性インフルエンザ感染防止目安温湿度計」を館内に設置することで、利用者にインフルエンザ感染対策に役立てて頂きます。



季節性インフルエンザ感染防止目安温湿度計

感染対策 目安	絶対湿度	ウイルス感染 環境	主な感染対策	ウイルス 生存率
警戒	7g 以下	ウイルス感染しや すい環境	加湿器などで湿度 をあけたり、湿度 調節が必要	20%
注意	11g 以下	ウイルス感染に注 意が必要な環境	温度・湿度の変化 (下降)に注意	5%
保護実全	17g 以下	ウイルスが生存し にくい環境	適度な温度・湿度 を保つ	ほぼ 0%

「季節性インフルエンザの流行と絶対湿度」

資料提供：佐伯市 庄司内科小児科医院 施長 庄司真先生



⑤ プールにおける事故防止対策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

事故防止については「鳥取屋内プール安全管理規程」（別紙⑦）に基づき監視台からの監視及びプールサイドからの監視、監視カメラの常時2名で行い、事故の未然防止に全力で取り組みます。

また、TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

ア) プールの監視体制（TPCSシステム）

T (タワー：監視台)

高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。

溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。



P (パトロール：巡視)

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。



C (コントロール：司令)

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、監視カメラで監視を行いながら各ポジションに的確な司令、情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。



S (スタンバイ：待機)

待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。また各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。

緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。



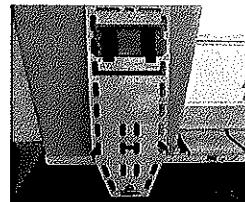
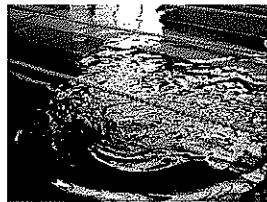
イ) 溺者救助（訓練）

急病人や溺者の発生時に備え、溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）、AEDの訓練を実施します。また、プール開館中に実際の救助訓練シミュレーションを実演し、利用者に対し水難事故予防の啓発を行います。

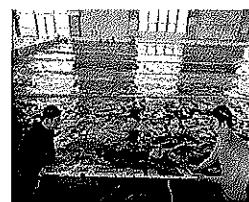
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
緊急時

< プールでの事故発生時を想定した救助訓練 >

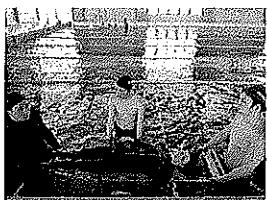
- ① 溺者を発見後直ちに救 助に向かう。 ② 頸椎に注意しながら気 道を確保する。 ③ 水中タンカを使用する。



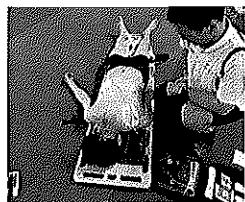
- ④ 水中タンカで救助協力 に向かう。 ⑤ AEDを取り出し現場 に急行する。 ⑥ 職員が協力して溺者を タンカに乗せる。



- ⑦ 溺者に動搖を与えない よう水平にして運搬する。 ⑧ 安全な場所に運び、直ち に心肺蘇生法を開始する。 ⑨ AEDを職員が持つて くる。



- ⑩ 溺者の水気をタオルで 拭き取る。 ⑪ AEDの使用を始める (音声に従う)。



- ⑬ AEDの音声に従う。 (待機・観察) ⑭ AED実施後心肺蘇生法を開始し救急隊員が到着するまで続ける。

